

沿岸広域振興局長告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年12月21日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1（1） 路線名 紫波江繋線
 - （2） 供用開始の区間 宮古市江繋第5地割字向神楽6番3地先から6番15地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成22年12月21日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - イ 期間 平成22年12月21日から平成23年1月21日まで
- 2（1） 路線名 宮古岩泉線
 - （2） 供用開始の区間 宮古市長根一丁目60番3地先から館合町132番7地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成22年12月21日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - イ 期間 平成22年12月21日から平成23年1月21日まで
- 3（1） 路線名 有芸田老線
 - （2） 供用開始の区間 宮古市田老字和山38番地先から29番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成22年12月21日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - イ 期間 平成22年12月21日から平成23年1月21日まで